

令和5年1月27日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第3号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公示いたします。

被処分者 藤田憲彦 会員 (中央支部)

処分年月日 令和5年1月27日 (理事会議決日)

処分内容 廃業勧告及び5年の会員権の停止
(東京都行政書士会会則第23条第1項第3号)

処分理由 (違反している規則、会則)

- 一 行政書士法第10条 (行政書士の責務)
- 二 行政書士法施行規則第9条第1項 (法令又は依頼の趣旨に反する書類の作成)
- 三 行政書士法第13条 (会則の遵守義務)
- 四 日本行政書士会連合会会則第59条 (誠実にその業務を行う責務)

被処分者の申請取次行為は法令等に違反する非常に悪質な行為である。しかも、弁明聴取の場において言い逃れに終始し、言質を取られないようにするなど反省する姿勢が全く見られず、同様の行いを繰り返す危険性が高い。また、顧客が更新を認められず帰国せざるを得なくなったのは、被処分者が入管に対し資本金について虚偽の申請をし、顧客にも十分な説明をしなかったためであり、誠実にその業務を行ったとは言えない。

このように、被処分者の一連の業務遂行の在り方は行政書士に対する信頼を損なわせ、その品位を害するような行為に該当すると言える。

以上の理由から上記の処分を科す。